

## P T A 慶弔内規

### 一、香典について

- 1 会員及び児童が死亡した場合は、生花または花輪と 5,000 円の香典をおくる。
  - (1) P T A 会長、校長、担任は、通夜または葬儀に出席する。
  - (2) 学級担任は学年学級部委員に連絡をとり訃報を流す。
    - ※ 一世帯 500 円以内の香典の賛同者を募り集めることができる。
- 2 P T A 顧問の場合は、生花または花輪をおくる。  
P T A 会長、校長は、通夜または葬儀に出席する。
- 3 T 会員の配偶者、同居もしくは実の両親、子の場合は 5,000 円の香典をおくる。  
P T A 会長、校長は、通夜または葬儀に出席する。
- 4 歴代校長の場合は、生花または花輪をおくる。  
P T A 会長、校長は、通夜または葬儀に出席する。

### 二、傷病見舞金について

- 1 児童が傷病により 1 ヶ月を超えて欠席する場合は、P T A より 5,000 円の見舞金をおくる。
- 2 T 会員が傷病により 1 ヶ月以上欠勤する場合は、P T A より 5,000 円の見舞金をおくる。

### 三、その他

この内規に定めのないものに関しては、会長と名誉会長の合議の上、支出する。

### 四、内規の変更について

本内規の変更については、委員会において決定し、総会に報告する。

上の全項目について、お返し等の気遣いは無用です。